

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第二十号

令和五年

三月三十一日

金曜日

## 目次

### 規則

○山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第二十三号

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項及び第七項を削り、附則第八項中「附則第十条の二第五項」を「附則第十条の二第三項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第九項中「附則第十条の二第五項」を「附則第十条の二第三項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十項中「附則第十条の二第五項」を「附則第十条の二第三項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十一項を附則第九項とし、附則第十二項を附則第十項とする。  
第三十号様式を次のように改める。

県税還付口座振替支払申込書

還 付 金 の 内 容		
税 目	登録番号、所得年又は課税番号等	金 額
		円

上記の還付金について、次の口座へ振り替え願います。

備考 (1) 又は (2) のいずれかを記載すること。

(1) 公金受取口座へ振替を希望する場合

個人番号																				
生年月日																				

- 注 1 公金受取口座とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項の規定に基づき登録を受けた預貯金口座のことをいう。
- 2 個人番号（マイナンバー）又は生年月日のいずれかを記載すること。
- 3 個人番号（マイナンバー）を記載した場合は、個人番号カードを提示し、又はその写しを添付すること。

(2) 公金受取口座以外の口座へ振替を希望する場合

振 込 先 金 融 機 関				
	銀行・農協 信用金庫 信用組合	店 支店 支所	1 普通預金	口 座 番 号
			2 当座預金	
			9 その他	
預 金 口 座	住所(所在地)			
	(フリガナ)			
	氏名(名称)			

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所(所在地)  
氏名(名 称)

印

第三十四号様式（その三）中「無効」を、「無効」に、「3 延滞金未納のもの」を

- 「3 領収日付印の日付が 年 月 日を通じたもの」に改める。  
4 延滞金未納のもの」に改める。

第四百四十四号様式から第五百五十六号様式までを次のように改める。

第四百四十四号様式から第五百五十六号様式まで 削除

第五百五十七号様式中「（附則第8項関係）」を「（附則第6項関係）」に、「附則第10条の2第4項及び第6項」を「附則第10条の2第2項及び第4項」に改める。

第五百五十八号様式中「（附則第9項関係）」を「（附則第7項関係）」に、「附則第10条の2第4項及び第6項」を「附則第10条の2第2項及び第4項」に、「同条第5項及び第7項」を「同条第3項及び第5項」に改める。

第五百五十九号様式中「（附則第10項関係）」を「（附則第8項関係）」に、「附則第10条の2第5項及び第7項」を「附則第10条の2第3項及び第5項」に改める。  
第六百六十号様式中「（附則第12項関係）」を「（附則第10項関係）」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の山梨県県税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県県税条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番